令和４年度の事業報告書

令和３年１２月２０日から令和４年３月３１日まで

特定非営利活動法人野球やろうぜ

１　事業の成果

以下の事業を実施した

２　事業の実施に関する事項

(1)　特定非営利活動に係る事業

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名  (定款に記載した事業) | 具体的な事業内容 | (A)当該事業の  実施日時  (B)当該事業の  実施場所  (C)従事者の人数 | (D)受益対象者の範囲  (E)人数 | 事業費の金額（単位：千円） |
| 1. 学童野球の練習試合、入団、卒団などで生じる保護者および指導者の負担の軽減 2. 学童野球大会の開催 3. 野球教室の開催 4. その他法人の目的を実現するための事業 | ・京都市北区の学童野球チームに対して、入団希望の学童への体験練習会の実施、試合での審判の代行、スコアラーの代行を行った。  独自の大会ルールを作り、今までにない学童野球大会を開催する。  ・まだ地域の球団に入団していない小学生を対象とした野球教室を開き、まず野球に興味を持ってもらう。  HPの運営 | 1. 令和３年１２月２０日から令和４年３月３１日までの土日祝日 2. 京都市内のグラウンドや小学校 3. ２人   本年事業度は、実施予定なし  本年度事業度は、実施予定なし   1. 通年 2. 京都市内 3. １人 | （D）柊野学区内の児童、保護者など  （E）７５人  （D）学童野球に関心のある全ての人々 |  |

(2)　その他の事業

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名  (定款に記載した事業) | 具体的な事業内容 | (A)当該事業の実施日時  (B)当該事業の実施場所  (C)従事者の人数 | 事業費の金額（単位：千円） |
|  |  |  |  |

（備考）

１　２は，(1)には特定非営利活動に係る事業，(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。

　２　２(2)には，定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの，当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合，「実施しなかった」と記載する。